主 文 原判決を破棄し、本件を神戸地方裁判所に差戻す。 理 由

上告理由は末尾添付の上告趣意書記載のとおりであつて、これに対する当裁判所 の判断は次のとおりである。

第一点について。

本件記録をしらべてみると、原審の認定事実中所論の部分は、訴状の請求原因の中にその旨の記載があり、第一審の口頭弁論に於て原告(控訴人、被上告人)がこれに基いて陳述し、(昭和二三年一〇月一四日附口頭弁論調書)第一審判決の事実摘示にもその旨記載せられ、原審に於ては控訴人は右事実摘示のとおり請求原因事実を陳述した(昭和二四年四月一日附口頭弁論調書)ことが明かであるから、原審は決して当事者の主張しない事実を認定したものではない。又原判決にはその認定の資料として、所論の各証拠を挙げて居り、それらの証拠、殊に第一、二審証人Aの各証言によれば、原審の認定ができないのではないから、原審が証拠によらないで事実を認定したと云うのも失当であつて、論旨は理由がない。第二点について。

民訴第三五六条に規定する訴訟防止の為の和解が、一面私法上の和解の性質をもつとともに、他面訴訟行為の〈要旨第一〉性質をもつものであることは、原判決理由に説いてあるとおりであり、又私法上の和解は、当事者が互譲して〈/要旨第一〉争を止めることを約する契約であるととも論をまたない所であるが、ここに「争」と内容又は範囲についての主張の対立に限られるのではなくて、もつと広く権利関係についての不確実や、権利実行の不安全をも含むものと解するのが妥当である。この事は例えば、原告の貸金の請求に対し、被告は原告の主張事実を全部認めなる。

要するに原判決は前に説明したように法律の解釈適用を誤り、ひいて審理をつく さなかつたものであるから、民訴第四〇七条第一項を適用して、主文のとおり判決

する。 (裁判長判事 石神武藏 判事 林平八郎 判事 大田外一)